

特別欠席届

大阪府立寝屋川高等学校

年 組 番 名前 _____

下記の疾病が診断されていましたが、感染症の予防上、欠席が必要な期間を終え、登校が可能になったことを証明します。

疾 病 名	
登校を控えることが必要な期間	令和 年 月 日から 月 日までの _____ 日間
その他特記事項	

令和 年 月 日

医療機関名

担当医名

印

(参考) 学校において予防すべき感染症 (学校保健安全法施行規則より)

種類	病名	出席停止期間の基準
2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において
髄膜炎菌性髄膜炎		
3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎など	感染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」は直ちに出席停止とはならない。ただし、校内で流行が起こった場合には、発症した生徒を「出席停止」とすることがある。